

現行学習指導要領における学校図書館関連事項

【小学校学習指導要領】

- 〈第1章〉総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- 〈第2章〉各教科
第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
1 (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないうように配慮して選定すること。
- 第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
1 (3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。
- 〈第5章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- 〈第6章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容
〔学級活動〕 2 内容
(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全
オ 学校図書館の利用

【中学校学習指導要領】

- 〈第1章〉総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- 〈第2章〉各教科
第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容
〔第2学年〕 C 読むこと
ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。
- 第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
1 (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- 第6節 美術 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における観賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。
- 〈第4章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- 〈第5章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容
〔学級活動〕 2 内容
(3) 学業と進路
イ 自主的な学習態度の京成と学校図書館の利用